個人情報保護に関する基本方針

(Privacy Policy)

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

III

Ш

ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

III

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

III

Ш

Ш

III

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

ш

Ш

Ш

市立横手病院では、病院の基本理念に従い、最良の治療を提供できるように努力しています。そのためには「患者さんの個人情報」を適切に保護し管理することが非常に重要であると考えており、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

◎ 法令などの遵守

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

ш

Ш

Ш

Ш

ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

★ 国の個人情報に関する法律や横手市個人情報保護条例に基づき、横手市病院事業個人情報保護規程に則って厳重な管理の下に患者さんの個人情報を取り扱います。

◎ 個人情報利用目的の明確化と収集の制限

★ 患者さんの診療や病院の運営管理などの目的で、必要な範囲内においてのみ個人情報を収集し利用します。利用目的については「**当院における患者さんの個人情報の利用目的** しに示します。

◎ 個人情報の利用制限

- ★ 患者さんの個人情報については、以下の場合を除き、ご本人の同意を得ることなく、 本来の利用目的の範囲を超えた利用や第三者への提供はしません。
 - ① 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
 - ② 法令等により提供を要求された場合

◎ 個人情報の適正管理

★ 個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、個人情報の漏えい、紛失、破壊、改 ざんまたは個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

◎ 個人情報の開示・確認・修正等

- ★ 診療録などの個人情報の開示を求められた場合は、遅滞なく内容を確認し対応します。 また、内容の訂正を求められた場合も、調査し適切に対応します。
- ★ 患者さんには、病名や病態を説明していますが、説明の方法については主治医にお申し出ください。
- ★ 入院するときに、病室にお名前を表示したくない方は、お申し出ください。

◎ 外部委託

★ 検査など業務の一部を外部業者に委託する場合、個人情報が不適切に取り扱われないように、契約の中で取り決めをおこないます。

◎ お問い合わせの窓口

- ★ 当院の個人情報取り扱い責任者は、事務局長です。
- ★ 個人情報の開示、内容の修正、漏えいなど、個人情報に関するお問い合わせの窓口は 医事課です。医事課から個人情報取り扱い責任者に報告し直ちに対処します。

令和7年10月 1日

市立横手病院 院長 藤盛 修成

当院における患者さんの個人情報の利用目的

当院における患者さんの個人情報の利用目的は、以下のとおりです。

1. 医療を提供するため

- ◎ 看護師や医師、その他の職員は、取得した情報を診療記録等に記録し、最良の治療を 行うために利用します。
- ◎ 最良の治療が受けられるよう、他の医療機関への情報提供又は外部の医師等の意見・助言を求める場合があります。
- ◎ 他の病院、診療所、助産所、調剤薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者 等、他の医療機関等からの照会への回答やご家族等への病状説明に利用します。
- ◎ 採血や病理検査等、検体検査業務を外部業者に委託した場合、検体誤認を防止するために利用します。

2. 当院の管理運営業務のため

- ◎ 診療費を請求するため、審査支払機関へのレセプト提出や同機関からの照会への回答に利用します。
- ◎ 医療保険事務、外来・病棟の管理、会計・経理事務、医療安全対策、院内感染対策、 医療サービスの向上等に利用します。
- ◎ 企業等から委託を受けて行う健康診断等の結果を当該企業に通知します。

3. 医療の質の向上や医学の発展のため

- ◎ 当院内において行われる医療実習に利用します。
- ② 病状経過、検査データ、画像所見等の情報を、医師、看護師、その他職員による院内 勉強会での症例研究に利用することがあります。
- ◎ 医療の発展を目的として、学会や研究会で、病状経過、検査データ、画像所見等の情報を利用することがあります。その際は、個人を特定できないようにしますが、同意書を書いて頂くことがありますのでご協力ください。

4. 診療所や病院、行政との連携のため

- ◎ 患者さんが継続的に良い治療を受けられるよう、治療を引き継ぐ医師、診療所、病院、 調剤薬局、介護施設に診療に関する報告書や処方箋のコピー等を提供することがあります。
- ◎ 癌の疫学調査等に疾患が該当する場合は、一部の情報が行政機関に報告されます。
- 1)上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたいものがある場合には、その旨を**医事課**にお申し出ください。
- 2) お申し出がないものについては、ご同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 3) これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。

《市立横手病院》